

市民活動サポート事業実施要領

1 実施目的

市民公益活動団体（以下「団体」という。）が自らの活動について主体的に情報発信し、認知度を高めて団体の自律的発展につなげる機会を豊中市（以下「市」という）が提供するために実施する。

2 募集する事業

（1）市民活動サポート事業

団体の活動のPRや発展につなげる場として、団体が市民活動情報サロンを利用して行う事業

（2）募集要件

以下の要件を全て満たす事業を募集する。

- ①豊中市市民公益活動推進条例第2条第1号に規定する「市民公益活動」であること。
自発的及び自主的に行われる市民その他不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動のこと。ただし、営利、宗教布教、政治活動のいずれかに該当するものを除きます。
- ②地域課題や社会的課題と、その解決に取り組む団体の活動について広く伝えるものであること。
- ③市民公益活動ならではの先駆性や多様性、柔軟性、自立性などを発信するものであること。
- ④団体の会員以外の市民に広く開かれたものであること。
なお、事前申込・実費負担等を求めることはできるものとする。
当てはまらない例：団体の定例会議
- ⑤発信しようとする情報の内容がもっぱら市政運営、市の施策、訴訟における市の主張等を支持し、又はこれらに反対するものではないこと。

3 実施期間

（上半期）4～9月

（下半期）10～3月

4 申込資格

「市民公益活動団体情報」に掲載されている団体であること。

5 募集

（1）募集スケジュール

上半期（4月～9月実施分）：1月～2月に募集し、3月に決定・連絡

下半期（10月～3月実施分）：7月～8月に募集し、9月に決定・連絡

※期間外は随時受け付け。

（2）同一期間内に応募できる事業数について

1 団体につき 1 事業までとする。

(3) 広報

①チラシ配布

コミュニティ政策課及び市民活動情報サロンに設置

「市民公益活動団体情報」掲載団体に郵送

②市ホームページ、サロン facebook に掲載

6 申込み

(1) 申込みを希望する団体は、所定の申込用紙を申込締切日までに市民活動情報サロンに提出する。提出方法は不問。

(2) 募集に関する問合せや申込団体への対応は、市民活動情報サロン業務受託団体が行う。

7 実施団体の決定

①当事業の利用回数が少ない団体から順に決定。

②実施団体のうち利用希望日・時間が重なる場合は、利用回数が少ない団体の希望を優先する。同位の団体がある場合は抽選する。

③市は決定結果を申込団体に書面で通知する。この際に運営を円滑にするための実施条件を附することができる。

8 実施形態

実施団体の主催事業とし、市は情報発信の場の提供として、場所の提供並びに広報とよなか及び市ホームページへの掲載を行う。

なお、広報とよなかへの掲載内容は、制作日程の関係から、事業実施の約 2 か月前に確認することとする。

9 事業実施に伴う注意事項について

(1) 事業実施にあたって得られた個人情報の保護について

個人情報保護法の基本理念を遵守し、「個人情報取扱事業者」に該当しなくても、法に規定した事項に配慮する旨を明記した書面に署名したもの（様式 1）を市に提出する（市施設を利用した市との事業であるため）。

また、講座を実施する場合で、講座参加者に対して参加者名簿やアンケートへの記名等を求める場合は、それにより得られた個人情報を何のために利用するかを、あらかじめ説明する。

(2) 事業の変更・中止等について

事業内容や実施日の中止・変更は、原則として認めない。ただし、災害等、市長が止むを得ないと認める場合はその限りではない。

10 事業計画等の提出

(1) 実施団体は、各事業実施 2 週間前までに、事業計画書（様式 2）及びチラシ等広報物の案を市民活動情報サロンに提出する。

- (2) 市民活動情報サロン担当者は、上記(1)をコミュニティ政策課に提出する。チラシ等広報物については、コミュニティ政策課より修正の指示があれば実施団体に連絡する。

1 1 報告

- (1) 実施団体は、各事業実施後1週間以内に、報告書(様式3)及び使用資料の写し1部を市民活動情報サロンに提出する。
- (2) 市民活動情報サロン担当者は、上記(1)をコミュニティ政策課に報告する。

附 則

この要領は、平成31年(2019年)4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年(2021年)1月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年(2021年)4月1日から実施する。

市民活動サポート事業の実施に伴い
実施団体が入手した個人情報の取り扱いについて

当団体は、市民活動サポート事業の実施に係る個人情報については、次のとおり取り扱うことを誓約します。

誓約 事項 1	<p>当団体は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の基本理念（第3条）を守ります。</p> <p>※法第3条 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。</p>	□
誓約 事項 2	<p>当団体は、法第2条第3項に規定する「個人情報取扱事業者」に該当しなくても、法第4章「個人情報取扱事業者の義務等」に規定される以下の事項に配慮します。</p> <p>①個人情報の利用目的をできる限り特定しなければならない（法第15条） ②あらかじめ本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない（法第16条） ③偽り等により個人情報を取得してはならない（法第17条） ④個人情報取得の際には、利用目的を本人に知らしめなければならない（法第18条） ⑤個人データ（個人情報データベースを構成する個人情報）を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない（法第19条） ⑥個人データの漏えい、滅失、毀損の防止などの措置を講じなければならない（法第20条） ⑦従業者が個人データを安全に管理するよう監督しなければならない（法第21条） ⑧原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない（法第23条） ⑨保有する個人データの開示を本人から求められた場合は、遅滞なく開示しなければならない（法第25条） ⑩保有する個人データの訂正を「事実でない」という理由で本人から求められた場合は、遅滞なく訂正しなければならない（法第26条）</p>	□

※誓約事項を確認し、該当する場合は□の中にレ点チェックを記入してください。

年 月 日

豊中市長 宛

団 体 名 _____

代表者名 _____

担当者名 _____

団体所在地 _____

市民活動サポート事業計画書

団体名	
事業タイトル	
日時	
ねらい (事業目的)	
対象者	
講師・協力者	
予算(内訳)	<p>※参加者に資料代や材料費等の実費負担がある場合はそれも記入してください。</p> <p>【収入】</p> <p>【支出】</p>
事業計画 【内容詳細・ 当日の流れ】	<p>当日市民活動情報サロンで使う物品(使うものがあれば○をしてください)</p> <p>パソコン ・ プロジェクター ・ マイク ・ スクリーン ・ ホワイトボード</p> <p>当日資料の有無 あり ・ なし (※どちらかに○を記入)</p>

★計画書は、事業実施 2 週間前までに市民活動情報サロンへご提出ください。当日の配布資料がありましたら添付してください。

★計画書の内容が当初の申込内容と異なる場合は、必ず事前に市民活動情報サロンのスタッフにご相談ください。

市民活動サポート事業実施報告書

年 月 日

豊中市長 宛

このことについて、下記のとおり実施しましたので報告します。

団体名

担当者名

記

開催日時	月 日 () 時 分 ~ 時 分
事業タイトル	
内 容	
成 果	
講師・協力者	
参加者数	人
その他	当日資料の有無 あり ・ なし ※どちらかに○を記入

★報告書は、事業実施後 1 週間以内に市民活動情報サロンへご提出ください。

配布資料がありましたら、一緒にご提出をお願いいたします。